

ドイツ成人・継続教育における環境教育の展開

－持続可能な社会を目指す多様なパートナーシップに着目して－

高雄 綾子*

A Study of the Development of Environmental Education in the Field of Adult and Further Education in Germany

— From the Prospect on the Multiple Partnership to Sustainable Society —

Ayako TAKAO

Accompanying the population of the concept of „Sustainability”, the scope of environmental education in recent years has very spreaded. This trend is asking for the citizens voluntary engagement combined with the terms like „civic participation” or „NGO/NPO” etc, to construct the citizens environmental conscious.

This paper will draw the structure of praxes of environmental education among citizen in case of Germany. Because of the many discussion about „Sustainability” in 1990s in Germany, now we can see there the multiple partnership among the various sectors in the field of environmental education. Especially there are coexistenz of civic participation and proffessionality under the concept of „netzlike structure” with social, cultural and economical phenomenon. In these development it can be verified a theorie for the environmental education in a frame of social education.

はじめに

- I. 教育政策の面から見た環境教育理論の流れ
 - A. 学校教育における動き
 - B. 地域社会と融合した政策への展開
- II. 成人・継続教育における環境教育とパートナーシップの意義
 - A. 多様な教育主体による展開
 - B. 主体間を越えた課題
 - C. パートナーシップへの着目
- III. パートナーシップの段階的パターンと特徴
 - A. 1980年代：運動性を中心とする連携
 - B. 1990年代以降：ESDの実践を通じた参加と合意形成への取り組み

おわりに

- A. パートナーシップが成人・継続教育にもたらす教育改革的影響
- B. 環境教育におけるパートナーシップの今後の課題

はじめに

近年、環境問題領域における「持続可能性」の概念普及に伴い、狭義の自然科学的教育から、広義の「持続可能な社会」を目指す教育へと、その射程が拡大されている。このような動向は「市民参加」や「NPO・NGO」などの現象と組み合わさることで、環境行動育成における市民の主体的参加を前提とするものとなっている。しかしわが国では、環境教育が依然として学校教育中心に展開されている現状に加え、市民育成に携わる現場のローカルな取り組み間の相互関連性が少ないとから、「持続可能な社会」が理念的、規範的な目標にとどまり、市民の主体的参加を総合的に実現しようとする試みになっていない。この状況は、環境教育研究において、個別の環境教育の実践への注目だけでなく、社会全体としての多様な主体の参加を含めた「パートナーシップ」による実践の構造をも、その射程に据える必要性を示唆するものといえる。

環境省と国連大学が共同で運営する環境情報センター

*生涯学習基盤経営コース 博士課程1年

「地球環境パートナーシッププラザ」によれば、「パートナーシップ（協働）とは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと」とされている¹⁾。この「対等」や「協力」、「連携」といった言葉と関連して「持続可能な社会」を考察するものとして、田中治彦は環境教育における学校とNGOの連携²⁾から、石川聰子は「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainability Development ; ESD)」の実践³⁾から、それぞれ市民の公共への参加の必要性を説いており、そのための媒介組織のあり方が注目されている。ここで朝岡幸彦は環境NPOの特徴として、特に地域活動型NPOの中に、行政の環境やまちづくりの専門部局や、他団体、地域組織との協力関係を結び、市民と行政を仲介するパートナーシップ機能が多くみられると指摘した⁴⁾。また櫻井常矢は、参加・協働の地域づくりにおけるパートナーシップの主体として、NPOを位置づけている⁵⁾。このように環境教育の実践構造におけるパートナーシップとは、地域社会と、そこでの市民の組織であるNPOの参加を中心として考察されている。

すでに1990年代に、環境教育における「持続可能性」に向けた議論を一定程度蓄積してきたドイツでは、現在、ローカルアジェンダ21の実践の枠組みにおいて、学校と社会を架橋する具体的な実践のネットワーク化が進められており、ここで体系的な教育主体のみならず、市民の組織としての市民団体や地域アソシエーションなど、多様な主体の参加が見られている。このような多様性は環境教育の実践構造の重層化と統合化をもたらし、結果として「持続可能な社会」の具体化を可能にしているといえる。本稿はこのドイツにおける「持続可能性」への総体的な取り組みを、多様なパートナーシップの展開から検証することで、社会教育的枠組みにおける環境教育実践の構造の道程を描き出そうするものである。

まずI章では、教育政策および学校外での環境教育の展開を教育主体の体系に沿って確認し、成人・継続教育における環境教育の全体像を相対的に把握する。次いでII章では、特にパートナーシップに重要な役割を担うノンフォーマルな教育主体による環境教育の歴史について述べる。これらを踏まえ、III章では、多様な主体のパートナーシップの構造について、特にローカルアジェンダ21の前後に大別し、そのパターンと特徴、意義を検証する。最後にこれらのパートナーシップが成人・継続教育にもたらす影響を考察するとともに、今後の環境教育実践の展開における課題について言及する。

I. 教育政策の面から見た環境教育理論の流れ

A. 学校教育における動き

環境問題が教育政策にはじめて登場したのは、1970年に連邦議会の環境問題専門家会議において学校教育での実施が提唱された時点からとされる⁶⁾が、まだ教育の領域における実質的な影響は小さかった。その後、『ベオグラード宣言(1975年)』や『トビリシ宣言(1977年)』等、環境教育に関する重要な宣言の相次ぐ採択に呼応する形で、徐々に教育政策として調整されていき、1980年の常設文部大臣会議による全国的な影響力を持つ勧告『環境と授業』の可決を機に、全国の学校において環境教育が実施されるようになる⁷⁾。しかし1980年代の環境教育は自然科学系の教科が中心であり、それら教科間の連携の欠如や⁸⁾、「政治・経済」等での実際的なトピック学習の少なさ、実践における行動志向手法採用の少なさなどの課題が指摘されていた。この課題を踏まえて「教育計画および研究推進のための連邦一州委員会(BLK)」により行われた全国学校の実証分析の結果から、連邦教育研究省(BMBF)は1987年、『環境教育活動計画』において、教育内容、教育方法、授業組織、授業モデル、学習環境、教育の自由・ゆとりなどの6項目に関し、従来の学校教育の反省的視点に立ったテーゼを確立する⁹⁾。これによりカリキュラム構造や授業手法をより柔軟にする学校の自己改革が全国的に促進された。

さらに、自然科学系教科中心の環境教育に向けられた批判理論である「エコ教育学(Okopädagogik)」の展開も、学校教育の自己改革に拍車をかけた。これは1960年代の学生運動から「新しい社会運動」へと展開した市民運動にそのルーツを有する¹⁰⁾新左派の系譜に位置し、「80年代半ば、エコロジー的な学習の目標や課題に関する教育学的な議論を新たに激しいものにした」オルタナティブ教育運動である。中心論者であるG.デ・ハーン(G. De Haan)とW.ビア(W. Beer)らは、人間による自然支配からなる「エコロジーの危機」と、従来の自然科学的手法に偏重した近代文明の構造への無批判な姿勢からなる「教育の危機」の同時解消を目指し、環境問題に教育の領域から対応するために、近代の産物と言われる今日的な教育や学校のあり方までも批判的考察の射程に入れなければならないと主張した。このラディカルな教育運動はしばらく(「エコ教育学」側の言葉を借りれば)「官製の」環境教育との対立的状況を呈するが、活発な議論展開によって学校の自己改革と自身の理論性向上を促しドイツの環境教育論の基本的モチーフとなっていく¹¹⁾。

B 地域社会と融合した政策への展開

1994年の連邦議会の報告書『環境報告'94』において、環境問題を人間社会の経済や社会のあり方と複雑に絡み合ったものとして捉える「網状性 (Vernetztheit)¹²⁾」が提唱されると、社会的な命題である「持続可能な開発」と関連したESDのあり方を、環境教育の主題として検証していく要請が高まる。とりわけBMBFから委託された報告書『イノベーションとしての環境教育(1997年)』を刊行したデ・ハーンらがESD実現のあり方として、自然科学系教科における「緑の転回 (Grüne Wende)」だけでなく、文化的、社会的、政治的、経済的な諸科学を持続可能性に向けてシフトさせる「文化的転回 (kulturelle Wende)」の必要性を述べたことから、環境教育に「文化」が積極的に位置づけられるようになつた¹³⁾。1999年にBLKによって学校教育におけるESDの整備と促進に向けた専門機関が設置されると、運営ディレクターの任に就いたデ・ハーンの指揮により、「学際的な知」、「参加的な学習」、「革新的な構造」の3つのモジュールによる実践「BLK „21“」が展開され、文化的土壌としての地域社会との多様な融合が試みられるようになる¹⁴⁾。さらに5年後の2004年から、全国的な展開を射程とするESDプログラム「Transfer21」において、学校外の指導者や協力者とのパートナーシップの構造のさらなる充実が、明確な目標として掲げられた¹⁵⁾。

このように、1980年代における学校教育の構造的変革と、オルタナティブ教育運動からの影響による学校の自己改革の動きが、1990年代のESD推進策における「文化」の中心的命題化の動きにつながつたことで、2000年代からは「網状性」の前提となるパートナーシップの構築をめざした、地域社会と学校教育の融合が見られはじめているのが、教育政策における環境教育の特徴である。

II. 成人・継続教育における環境教育とパートナーシップの意義

A. 多様な教育主体による展開

一般教養と職業教育を連邦および州の継続教育関連法¹⁶⁾によって体系づけた「継続教育」¹⁷⁾に、必ずしも意図的・組織的ではないノンフォーマル・インフォーマルな教育活動をも含めた「成人・継続教育」¹⁸⁾と呼ばれる領域では、多様な提供主体による環境教育が、約4,600カ所の施設において行われている¹⁹⁾。このうち、各州の継続教育関連法の事業の大半を展開する、全国1,011カ所の「市民大学 (Volkshochschule)」²⁰⁾の環境教育においては、社会状況に応じたテーマの変化が見られるものの、自然科学系の内容を講義形式で提供するものが大

部分（約80%）²¹⁾であり、また参加者からのテーマや学習方法の拡大の要求への対応は見られない²²⁾など、一面的な扱いにとどまっている。また、継続教育の「責任団体」として公認され、様々な教育施設を非営利公益事業として運営する教会や労働組合、経済団体など、いわゆる「自由主体 (Freie Träger)」²³⁾においては、たとえば労働組合では経済問題と関連したテーマが、教会では個人の価値観や倫理観に基づくテーマがそれぞれ重点的に扱われるなど²⁴⁾、個別の組織の性格が強く反映された環境教育が中心となっている。これら継続教育関連法に体系づけられた主体では、伝統的に合目的的な学習の展開が長かったことから、複雑化・大規模化する環境問題の学習にあたっての、参加者との対話の機会の未整備や、テーマの個別化・分断化の傾向など、「学校化された (verschult)」学び²⁵⁾の課題や限界が指摘されている。

法的な体系の外にある主体として、約8万人の教育的指導者を擁する「市民団体 (Bürgerinitiative)²⁶⁾」では、学校的な授業形式ではなく参加型の学習が好まれ、ロールプレイングやワークショップ等の手法により、参加者の「具体的で直接的な動機やきっかけ」に基づく自発性にあわせた展開が目指されている²⁷⁾。これらは1970年代後半から、高度経済成長を経た先進各国で、環境やジェンダー、移民、平和など多様な領域での文化的矛盾を背景に、運動を地域的・個人的な領域に限定せず、ミッションをネットワーク化することでその広がりを図る「新しい社会運動 (neue soziale Bewegung)」²⁸⁾が台頭したことにより活発化したものである。とりわけ反原発運動において多発した「活動家組織」²⁹⁾という新しい市民団体は、専門知識に基づく科学的・理性的な啓蒙活動を開催し、全国的な反原発世論を形成していった。

市民団体は、学習によって向上した専門知識を再び具体的な活動へ反映させることで、学問体系に分断化されない、地域社会の現実に即した学習の積み重ねと、全国組織ネットワークとの両立を実現させていく。約40万人の会員と2,200カ所の支部を有するドイツ最大の環境市民団体「ドイツ環境・自然保護連盟協会 (Bund für Umwelt und Naturschutz Deutschland e.V. ; BUND)」は自らの学習活動を、「教育的な事前準備や操作を極力排除し、参加者の自発性に基づいた活動を保障することで、教育目的を一人歩きさせずに実践的な結果をもたらす」³⁰⁾ものとしている。このような学習は、成人の自発性に基づく「行動志向のノンフォーマル環境教育 (action-oriented non-formal environment education)」として、市民運動の教育的側面を形成してきた³¹⁾。これにより、従来専門家色の強かった原子力政策への市民参加の傾向が強まるとともに、行政手続き

法や連邦建設法典など各法制度においても市民参加が新たに規定されるなど³²⁾、「参加文化の欠如した³³⁾」ドイツの方向転換が促されることとなる。

B. 主体間を越えた課題

先の「エコ教育学」の視点からビーアは、成人教育は市民運動に見られる「抵抗の中の学習 (Lernen im Widerstand)」に範を求めるこことにより、共同体における対話的・反省的な人間関係を展開させ、環境教育の目標として求められる行動に結びついた学習が可能になると主張した³⁴⁾。この点において市民団体は、政策への参加プロセスを構築する中で、学習における参加者の協働と自己決定によって、教師(教える者)と生徒(学ぶ者)の対話的関係を生み出し、さらに政治的関心や目標に沿った直接的な活動を伴うことで、参加者の政治的・社会的な価値観の多様化を促してきたものとされている³⁵⁾。この評価は、教育政策において広く社会的文脈に位置づけられた環境教育の「網状性」が提唱されるに至った根拠が、対話的関係による価値観の多様化という、市民運動の学習セオリーにあったことを明確に示している。

しかし、このようなオルタナティブな教育の可能性をもたらすものとされた市民団体だが、実際には、一般市民にサービスとして提供される環境教育事業が中心となっている。たとえば先のBUNDでは、年間約12,000人の一般市民が参加する環境教育事業として、保護者や保育機関を対象とする子ども向けマニュアルや絵本などの広報・出版活動、「エコステーション (Ökostation)」と呼ばれる体験学習施設における自然体験イベントや環境教育プログラム開催のほか、行政からの助成金によるプロジェクト研究やセミナー等が主な事業となっている³⁶⁾。ここで、環境教育に対し市民からさらなる高度化・専門化された講座が要請されており、そのため、市民団体でも体系的な教育主体と類似した、合目的的・個別的な講座内容が増加し、「学校化された」学びに近づきつつある矛盾³⁷⁾が指摘されている。

C. パートナーシップへの着目

市民団体の専門化に伴う課題や矛盾を克服しつつ、民主性構築に向けた信頼を獲得するための学びのプロセスの検証は、社会と市民の関係を新たに問い直す動き³⁸⁾の中で行われた。1999年に連邦議会内に設置された、参加と合意形成に基づく多元的レベルの民主主義を議論する「『市民参加の将来』調査委員会」では、専門化と運動性・民主性の両立をもたらすものとして、とりわけ市民の組織を中心とする多様なセクターの参加が目標とされている³⁹⁾。ここで、市民団体は集団的社會参加の手段として、

個人的動機とメンバーの共同性による公共空間形成とをつなぐ「民主主義の学校 (Schule der Demokratie)」としての役割が期待されている⁴⁰⁾。

この連邦議会の指摘によって、成人・継続教育の領域においても、主体別の実践による環境教育だけでなく、地域社会や生活文化を媒介とした「網状的」な実践の構造化が重視されるようになった。この中で、生活や地域社会の実情に即した活動を通じた、個別化・分断化されたかたちではない学習の積み重ねを促す意味から、体系的な教育主体だけでなく、市民団体や地域アソシエーションとのパートナーシップの促進が、政治的・社会的な価値観の多様化という市民運動の学習セオリーを担保しながら、高度化や専門化を可能にするとされている⁴¹⁾。しかし同時に、このようなパートナーシップへの着目とは裏腹に、これまでの主体ごとの教育内容や手法についての研究蓄積に比べ、パートナーシップによって相互交流的に作り上げられる学びのシステムが考察されるることはほとんどなかった点も指摘されている⁴²⁾。

先の教育政策におけるオルタナティブ教育運動の影響のような展開と異なり、多様な教育主体の入り組んだ状態にある成人・継続教育の環境教育においては、それぞれの主体の相違を越えて、いかに学校教育とは異なる手法や形態で、社会状況によって変化する環境問題に実践的にアプローチできるかが課題とされる。ここで特に、ノンフォーマル・インフォーマルな環境教育においては、階級間および価値観の相違を越えて、様々なレベルの市民の組織による主体的な実践を、社会の中でつながりを保持しつつ構造化していくことが期待されており、そこではパートナーシップが大きな役割を果たすといえる。

III. パートナーシップの段階的パターンと特徴

A. 1980年代：運動性を中心とする連携

1980年代には、「新しい社会運動」期における新たな価値観の共有化に際し、伝統的なアソシエーションが、市民団体による先鋭的な運動を日常的な生活文化に結びつけるというかたちで、いくつかのパートナーシップが見られていた。たとえば、クラインガルテン(市民農園)活動で約102万人の会員を有するドイツ第3のアソシエーション「ドイツガルテン愛好家連邦連合協会 (Bundesverband Deutscher Gartenfreunde e.V.; BDG)」は、当時のまちづくりをエコロジー的に捉え直す運動の高まりを、自身の地域資源の自治的管理手法としての活動に反映させ、クラインガルテン施設を制度的に位置づけるための広範な市民の合意形成を獲得した⁴³⁾。これによりBDGは、それまでメンバー間に限定していた地域資源としてのクラインガルテンの保全・管理

の活動を、自治体行政やBUND等市民団体とのパートナーシップのもとで、社会的弱者や女性を尊重する民主的なコミュニティ運営や、共催イベントによる組織外への体験学習施設の開放など、より公共的な領域にコミットする活動へと変容させた⁴⁴⁾。

また地域づくりにおける自治体と市民の対話の場として相次いで設置された数々の「景観保全審議会」では、地域資源をめぐる問題の解決における政治性と日常性双方からの専門性の交流・蓄積を目的として、市民団体とアソシエーションの政治的パートナーシップが図られたことで、市民の日常的な地域政治への参加が促進された⁴⁵⁾。これ以降、市民団体の多くは、アソシエーションを地域社会において「自然保護や環境保護の理念を相互に学び合える、内部専門的な教育や研修の場を有する」組織として捉え、それらとのパートナーシップを、自らの環境教育実践の明確な目標のひとつに掲げるようになる⁴⁶⁾。

地域資源というコモンズ（共有地）をめぐる活動への関わりから地域社会の浸透度に比較優位性を有するアソシエーションと、テーマやミッションによって活動する市民団体とのパートナーシップの態勢は、相互の組織開放を促進し、地域問題の解決における市民の参加の機会を広げていく。これは同時期の、政党・行政機関・教育機関・企業等に吸収された「新しい社会運動」の担い手たちによる「制度内遠征（langer Marsch durch die Institutionen）」⁴⁷⁾と呼ばれる制度内部の社会改革や、既述の反原発運動のような地域政治への市民参加の気運の高まりと、ほぼ並行して展開されていったことで、運動性やそれに伴う新たな価値観が、一部の活動家組織にとどまらず広く市民の中に共有されていく土壤を構築した。

しかし固有の問題や実践の文脈における異種グループの交流は、次第に意思疎通や合意形成の困難さを露呈させていく。この問題の全国的な積み上げと解決のための助言活動の必要性から1980年、BUND、ドイツ野鳥保護連盟（DBV）、世界自然保護基金（WWF）、ドイツ環境支援（DUH）の4団体により、全国レベルでの情報誌「指導サービス（Lehrservice）」が刊行された⁴⁸⁾。これは環境教育実践に携わる全ての教育者を対象として、教材づくりや実践手法に関するアイディア、異種グループ間の同一テーマに対する態度の相違（温度差）、各地の豊富な地域事例などを、教育学的コンセプトに基づいて共有化しようとするものである。これにより市民団体やアソシエーション、さらに購読者の三分の二を占める学校教育の教育者も含めたパートナーシップの円滑化が図られ、統一された体系的コンセプトが構築されづらかっ

た環境教育において、市民の環境意識の体系的な強化を先導する効果がもたらされた。

B. 1990年代以降：ESDの実践を通じた参加と合意形成への取り組み

1990年代に入り、「持続可能性」への取り組みが活発化する中で、市民の環境意識の体系的な強化は、自治体行政と市民双方からの、多様な実践を通じた参加と合意形成への取り組みとして進められていく。

連邦議会の議論においては、スポーツや文化、教会・宗教活動等と並ぶ社会活動領域である「環境とローカルアジェンダ21」において、多様な社会層や全メンバーの積極的な関与を通じた、パートナーシップによる民主的な市民参加基盤の形成が確認された。ローカルアジェンダ21とは、1992年の地球サミットにおいて採択された行動計画「アジェンダ21」を実現するために、自治体レベルでの地域課題解決計画を策定・実施する活動であるが⁴⁹⁾、ここで教育主体として位置づけられる自治体（市民大学を含む）や自由主体、企業のほか、市民団体や、さらに必ずしも環境教育を主題としているわけではない約9,000ものアソシエーションによって、審議会や協議フォーラム等が形成され、多様な利害関係者による議論や合意形成が試みられている⁵⁰⁾。

ドイツ都市開発研究所の2000年の調査によれば、ローカルアジェンダを決議した「始動段階」にある自治体は都市部では90%を越え、すでに持続可能性に向けた行動指針を策定した「作成段階」にある自治体はこのうち三分の一に達する⁵¹⁾。この前提条件としては、行政からのトップダウンと、市民団体によるボトムアップの両者が結びつくことが理想とされている。自治体行政は、目指す独自のローカルアジェンダ21像を市民に提示することによって、市民個人や市民団体の参加を促すしきけを作っていくこと⁵²⁾、市当局内の調整機関とともに、様々なタイプの協議フォーラムを設置している。たとえばベルリン市では、1980年代後半の旧東地区ケーペニック区のプロテスタント教会主導による民主化運動を発端として、1990年代半ばからローカルアジェンダ21との統合を目指す市民団体間の連携が進められていたが、それらは市政府の議会外勢力と統合し、企業等も含んだ常設の協議フォーラムへと発展した⁵³⁾。ここで、労働者や主婦、学生、サラリーマン、外国人など多様な住民層が、「未来ワークショップ」や「オープンスペース会議」などの参加形態のもと、16分野における活発な議論と交流を行い、200以上の政策案を市政府や区当局に提出した⁵⁴⁾。2000年からは市政府がこの「下から」の動きに合流し、地域プロジェクトにおいて特定の団体に属さない一般市

民の参加を促進するためのアウトリーチを展開するようになる。

この協議フォーラムが学校内外における環境教育プロジェクトに統合していくかたちで、それまでは独自の展開を見せていた市民大学や自由主体等、体系的な成人・継続教育主体も、地域政治を主軸としたパートナーシップの構図に組み込まれるようになった。1996年に地域のESD活動をコーディネートするための組織「地域開発協働センター (Zentrum für Kommunale Entwicklungszusammenarbeit e.V.; ZKE)」が設立されたことにより、各自治体でESDキャンペーンが展開されると、市民大学においても、ESDを主軸とした地域政治への積極的な関与の傾向が見られはじめている⁵⁵⁾。ここで市民大学は大別して、「刺激提供者 (Impulsgeber)」と「伴走者 (Begleiter)」の役割を持つとされている。前者は、地域市民による活動が未熟な段階でその組織化を促す役割であり、ベルリン市の市民大学が上述ベルリン市ケーベニック区のプロテスタント教会と連携して市民運動を組織化した事例があげられる。後者は、すでに組織化された市民による活動を学習機会提供の側面からサポートする役割であり、ミュンヘン市民大学がBUNDとともに環境教育講座を提供することで、ローカルアジェンダの中心主体として参加している事例があげられている。

次いで、ESDキャンペーンにおける「開発」や「人権」等への環境教育テーマの拡大に伴い、慈善的・福祉的な観点から自由主体である教会の参加も増加した。カトリック系の大規模福祉団体であるミゼラー (Misereor) とBUNDは1996年、持続可能性の概念を包括的に扱った環境教育プログラム「未来可能なドイツ (Zukunftsfähiges Deutschland)」を共同作成し、約1,000もの講座を開催するようになった⁵⁶⁾。教会によるESD推進にあたり、従来の市民大学等の環境教育ではあまり積極的な参加層ではなかつた貧困層やマイノリティに対する「目標グループ活動 (Zielgruppenaktivität)」が、両者のパートナーシップにおいて進められるようになっている⁵⁷⁾。

さらに、ESDキャンペーンの推進は、市民団体同士の広範なパートナーシップをも促した。代表的な市民団体の多くは、複数の支部をとりまとめる「屋根の連合」と呼ばれる本部を有するが、従来個別的に活動していたこれら本部同士が、1999年、「ドイツ非政府組織開発政策連合 (VENRO)」というさらなる上位の屋根の連合のもとに組織化され、ESDにおける人材や専門知識の育成、マスコミへのPR活動への対応などを相互に補い合う体制が築かれたのである⁵⁸⁾。

おわりに

A. パートナーシップが成人・継続教育にもたらす教育改革的影響

これまでにみたように、成人・継続教育の環境教育は、学校教育というある一定の制度のもとで統一したアプローチを行う必要性のある環境教育とは異なり、教育主体によって扱うテーマが個別化する傾向があった。また市民団体は、学校で行われる環境教育の狭さを批判的に捉え、「抵抗の中の学習」という対話的関係を重視した価値観の多様化を、市民運動の学習セオリーとして指定していた。しかし、環境問題の複雑化や広域化が指摘され始めた1980年代以降、環境教育における学校への批判的視点による構造的変革が進んだことで、「学校化された」学びの課題や限界は、個別化した成人・継続教育主体それ自体に向けられることとなる。さらに市民団体の環境教育の高度化や専門化に伴い、サービスとしての環境教育事業が中心になることで、政治的状況における対話的関係の確立も容易ではなくなった。

このようななか、ローカルアジェンダ21の枠組みを活用することによって、多様な市民の参加を促進するための上下双方向からの試みが促進され、市民参加の質的拡大がもたらされているとともに、より明確なパートナーシップのもと、総体として「網状性」に向かい始めたことが、成人・継続教育における環境教育の動向として見られた。これ以前にもいくつかの領域横断的な試みが見られてはいたものの、とりわけ、地域レベルのESD推進事業を機に、市民大学や自由主体が地域社会への政治的な学習にコミットするようになったことは、これまでの伝統にはない新しい動きである。これに市民団体同士の連携も加わることで、学校外のボランタリーな学びの構造化がもたらされつつある。

このパートナーシップ構築の動きは、学習者の地域政治への民主的参加の基盤となるだけでなく、地域社会や生活文化を媒介とした主体間の相互交流と価値観の共有によって、「政策志向の習得過程」を通じた市民の専門性のさらなる向上を志向している。これは、市民運動のルーツである「抵抗の中の学習」とは違ったかたちでの、活動の内的価値を高める市民の学びとして、ノンフォーマル・インフォーマルな領域から成人・継続教育に教育改革的な影響をもたらすものであるといえよう。

B. 環境教育におけるパートナーシップの今後の課題

主体間の単なる交流を超えたパートナーシップの構築には、ローカルアジェンダ21の枠組みの活用が有効に働いた。しかしこれはドイツにおいても環境教育の

活動全体の約三分の一であり、決して主流ではない。学びの発展に伴い、個別の実践や運動を超えて、各主体の比較優位性を活かしたパートナーシップを構築するためには、参加を求められる市民の側にも、理想像を提示する行政の側にも、民主性や公共性という概念に基づいた、新たな動機や価値観が共有されなければならない。しかし高橋満が『能動的市民』の両義性⁵⁹⁾として述べているように、参加と責任をめぐる議論が市民の側に押し寄せつつあるなかで、国家や行政から自立・独立しつつ公共性を追求する活動を、市民の活動の原則と据えつづけることは容易なことではなく、常に両者の関係性を批判的に検証することが求められる。この点について、NPO経営論からは官民パートナーシップにおける官民の比較優位性に基づく役割分担の歴史的变化⁶⁰⁾が、また公共政策論からは、国や地域に固有の(Stick-in)社会土壤と市民参加プロセスとの関係における政策技術としての参加型手法の有効性の変化⁶¹⁾が、それぞれ指摘されている。これらの指摘は、パートナーシップをるべき姿として規範的に捉えるだけではなく、実践構造の検証の積み上げや、現実的な社会現象との関連づけによって、その変容をも考察していく作業を求めるものとして示唆的である。

「持続可能性」を射程とする環境教育実践において、学校教育のみならず学校外の学びの構造化が求められるなか、ドイツにおいては、ローカルアジェンダ21を経て多様な主体のパートナーシップが新たな局面に入りつつある。この事例を踏まえ、今後、参加と専門化の両立や、社会、経済、文化と密接に関わり合った「網状性」の展開、学びの公共性をめぐる官と民の関係について検証を重ねていきたい。

注

- 1) 地球環境パートナーシッププラザホームページ (<http://www.geic.or.jp/geic/partnership/about/index.html>)
- 2) 田中治彦、「持続可能な開発のための学びとは何か？－予備的考察－」、開発教育協会、『別冊“開発教育”、持続可能な開発のための学び』、2003年
- 3) 石川聰子、「解説：これからの環境教育－人間環境の持続可能性を目指す」、John Fien; Education for the Environment; Critical Curriculum Thorising and Environmental Education, Deakin University, 1993(ジョン・フィエン著、石川聰子他訳、『環境のための教育－批判的カリキュラム理論と環境教育』、東信堂、2001年, p.200
- 4) 朝岡幸彦、「環境NPOにおけるパートナーシップ」、佐藤一子編、『NPOの教育力』、東京大学出版会、2004年, pp.143-157
- 5) 櫻井常矢、「参加・協働の地域づくりとNPO－岐路に立つNPOと住民の学習」、『月刊社会教育』2006年1月号、国土社、2006年, pp.24-33
- 6) 環境教育推進研究会編、『生涯学習としての環境教育実践ハンドブック』、第一法規、1992年, pp.67-69
- 7) 井上静香、「1990年代ドイツにおける環境教育の新たな展開－『持続可能性のための教育』－」、環境教育Vol.10-2, 2001年, p.15
- 8) Günter Eulefeld, Dietmer Bolscho, u.a. (Hrsg.), Praxis der Umwelterziehung in der Bundesrepublik Deutschland, Kiel, 1989, pp.95-105
- 9) 大友秀明、「教育方法と教育評価、1 社会の変化に対応する教育－環境教育を中心にして」、天野正治他編、『ドイツの教育』、東信堂、1998年, pp.179-181
- 10) 井上静香, *op.cit.*, p.15
- 11) *Ibid.*, pp.20-21
- 12) *Ibid.*, p.20
- 13) 若林身歌、「ドイツの環境教育議論に関する基礎的研究－『エコ教育学』の分析を中心に－」、京都大学大学院教育学研究科紀要第49号、2003年, pp.152-153
- 14) 諸岡浩子、「ドイツBLK-Programm “21” の取り組み－『持続可能性のための教育』の推進力として－」、『環境教育』Vol.15, No.1, 2005年, p.54
- 15) *Ibid.*, p.54
- 16) 戦後のブランド政権による教育改革「レフォルム」における「教育制度に関する構造計画(1970年)」において展開された様々な振興政策を指す。三輪建二、『ドイツの生涯学習－おとなのかたと学習支援－』、2002年, p.11。
- 17) 三輪建二、「生涯学習社会と継続教育」、天野正治他編、『ドイツの教育』、東信道、1998年, p.330
- 18) P.Hamacher, Entwicklungsplanung für Weiterbildung, Braunschweig, 1976, zit. n. Rolf-Joachim Heger, Ökologie und allgemeine Erwachsenenbildung, in: Jörg Calließ (Hrsg.), Praxis der Umwelt- und Friedenserziehung, Bd.2. Umwelterziehung. -1.Aufl.-, 1987, p.164
- 19) Gerhard de Haan, U. Kuckartz, A. Rheingangs-Heintze, Bürgerbeteiligung und Lokale Agenda 21-Initiativen. Analysen zu Kommunikations-

- und Organisationsformen, Herausgegeben vom UBA, Opladen, 2000
- 20) 三輪建二, 1998年, *op.cit.*, p.335
 - 21) Gerhard de Haan u. a., 2000, *op.cit.*
 - 22) Rolf-Joachim Heger, Ökologie und allgemeine Erwachsenenbildung, in; Jörg Calließ (Hrsg.), *op.cit.*, p.165
 - 23) 全国組織であるカトリック成人教育連邦学習共同体 (KBE) およびドイツ・プロテスタント成人教育学習共同体 (DEAE) は19世紀の民衆教育の発展におおいに貢献したとされている。自由主体の他の組織としては、労働組合総同盟 (DGB), 職員労働組合 (DAG), 労働と生活, 農業系団体など。三輪建二, 1998年, *op.cit.*, p.334。
 - 24) Rolf-Joachim Heger, *op.cit.*, p.170
 - 25) *Ibid.*, p.170
 - 26) 代表的なものとして、「自然保護連合 (Naturschutzverband e.V.: NABU)」や「ドイツ環境保護・自然保護連盟協会 (Bund für Umwelt und Naturschutz Deutschland e.V.: BUND)」、「ドイツ自然保護の輪 (Deutscher Naturschutzzring e.V.: DNR)」等があげられる。Wolfgang Meiers, Aufgaben und Möglichkeiten der Umwelterziehung für die privaten Umweltschutzverbände und Bürgerinitiativen, in; Jörg Calließ (Hrsg.), *op. cit.*, p.177
 - 27) *Ibid.*, pp.182-184
 - 28) 「新しい社会運動」とは、これらの運動群に対して、社会学が、労働運動との対比において、またいわゆる「脱産業社会」論ないし「後期資本主義社会」部席との関わりにおいて与えてきた名称であり、様々な批判や留保が加えられてきたにせよ、1970年代以降、社会運動研究者の間で広く用いられてきた。伊藤るり、「<新しい社会運動>論の諸相と運動の現在」, 『岩波講座・社会科学の方法Ⅷ システムと生活世界』, 岩波書店, 1993年, p.122。
 - 29) 目加田説子, 「第6章: ドイツ」, 『財務省2003年度委託調査 NGOセンターに関する6カ国比較調査』, 経済産業研究所, 2003年, p.139
 - 30) G. Michelsen, Öko-Institut Freiburg (Hrsg.), „Der Fischer Öko-Almanach 1984/85“, Frankfurt/Mein, 1984, pp.88-91。
 - 31) Reinhold E. Lob, "A case of action-oriented non-formal environment education", *Prospects* 15 (4), 1985, pp. 597-602
 - 32) 勝野武彦「西ドイツの自然保護・景観保全法について」, 『応用植物社会学研究6』, 1977年
 - 33) 1970年代前半までのドイツは、市民団体等の政策ロビー活動への参加は活発とはいえず、また地域レベルでも都市計画体系における自治体高権が市民の参加権を上回っていた。これについては、アメリカとの相違として以下の3点が挙げられている。①アメリカの下層民と比較した場合、ドイツの下層階層・労働社会層の参加は政党と労働組合を通じて少なくとも地方レベルでは代表されているために緊要度が低いという社会問題の構造の相違、②アメリカでは新規課題に特別官庁とプログラムが設けられることでその民主的正当性を選挙で保障する必要があるが、既存の官庁が新規課題に対しても一元対応するドイツではその必要性が低いという行政構造の相違、③市民参加を民主的美德とするアメリカと例外視するドイツという政治文化の相違。篠原一著, 『市民参加』, 岩波書店, 1977, pp.18~19。
 - 34) Wolfgang Beer, Ökologische Aktion und Ökologisches Lernen, Erfahrungen und Modelle für die politische Bildung, Opladen, 1982, pp.89-117
 - 35) Wolfgang Beer, Gerhard de Haan, Ökopädagogik – neue Tendenzen im Verhältnis von Ökologie und Pädagogik, in: Jörg Calließ (Hrsg.), *op. cit.*, pp.40-41。
 - 36) BUNDホームページ (<http://www.bund.net/>)
 - 37) Wolfgang Beer, "Frieden-Ökologie-Gerechtigkeit, Selbstorganisierte Lernprojekte in der Friedens- und Ökologiebewegung", Opladen, 1983, pp.57-143。
 - 38) 坪郷實, 「公共政策における合意形成の一動向 – ヨーロッパ・ドイツの事例をもとに – 」, 『月刊自治研』, 2003年, pp.20-27。
 - 39) Deutscher Bundestag (Hrsg.), Schriftreihe Band 1: Bürgerschaftliches Engagement und Zivilgesellschaft, Verlag Leske + Budrich, Opladen, 2002, pp.15-22。井関正久, 「ベルリンにおける『アジェンダ21』の実践」, 『レヴァイアサン』, 2000年, p.117。坪郷實, 「シェレーダー政権とドイツの内政状況」, 『国際問題』, 509号, 2002年等参照。
 - 40) Annette Zimmer, Vereine – Basiselemente der Demokratie. Eine Analyse aus der Dritten Sektor-Perspektive, Opladen, 1996
 - 41) Deutscher Bundestag Enquête-Komission "Zukunft des Bürgerschaftlichen Engagements",

- Drucksache 14/8900 in 14. Wahlperiode, 2002,
op.cit., p.113
- 42) Deutscher Bundestag, Bericht der Bundesregierung
zur Bildung für eine nachhaltige Entwicklung
Drucksache 14/7971 in 14. Wahlperiode, 2002,
p.20
- 43) 荘園津典生, 津端修一, 『市民農園』, 家の光協会,
1989年。久保田義喜, 「立法紹介 西ドイツ: 市民
小園(クラインガルテン)法」, 『外国の立法』第23
巻1号, 1984年。等参照。
- 44) Wolfgang Preuß, "Kleingärtner müssen
etwas für die Gesellschaft tun", in: *Garten +
Landschaft - Zeitschrift für Landschaftsarchitektur*,
Nr.10/2002. Bundesverband Deutscher
Gartenfreunde, *DER FACHBERATER*, Nr.3/
August, 2002。等参照
- 45) Reinhold E. Lob, *op.cit.*, pp.598-599
- 46) BUND(Hrsg.), Positionspapier des Arbeitskreises
Umwelterziehung, 1985
- 47) Wolfgang Meiers, *op.cit.*, pp.180-185
- 48) 井関正久, *op.cit.*, p.119
- 49) 市町村の役割を特に重視し, 全世界の地方自治体
に対して, このローカルアジェンダ21の策定と,
地域住民との協議プロセスとの開始などが呼びかけ
られた。坪郷實, 2003年, *op.cit.*, p.26
- 50) Deutscher Bundestag Enquête-Komission
Drucksache 14/ 8900 in 14. Wahlperiode, *op. cit.*,
p.87.
- 51) ローカルアジェンダ21のプロセスは, 「自治体議会
などでこのプロセスに関する規定と活動重点を決
定する始動段階」→「アジェンダプロセスに市民,
NPO/NGO, 企業など利害関係者が参加し, 行動
プログラムを作成する作成段階」→「自治体議会で
行動プログラムを決定し, 目標と評価のための指標
を確定し, 実施するという決定・実施過程」→「実
施の状況を評価し, 行動プログラムの調整と前進を
図る評価過程」という循環を繰り返すものである。
坪郷實, 2003年, *op.cit.*, pp.27-28
- 52) Deutscher Bundestag, Drucksache 14/7971 in
14. Wahlperiode, *op.cit.*, p.21
- 53) 井関正久, *op.cit.*, p.124
- 54) *Ibid.*, pp.124-126
- 55) 「ドイツ成人教育研究所」と「自然・環境教育作業
協会」の調査によって指摘されている。Deutscher
Bundestag, Drucksache 14/7971 in 14.
Wahlperiode, *op.cit.*, p.22
- 56) *Ibid.*, p.20
- 57) *Ibid.*, p.21
- 58) ESD専従スタッフを擁する市民団体は全体の約半
数以下, さらに独自の教育部門を有する市民団体は
1/4に満たず, VENROはこのような状況を補完
する目的で設立された。 *Ibid.*, p.20
- 59) 高橋満, 「NPOにおける学びの公共性」, 佐藤一子
編, 2004年, *op.cit.*, pp.28-29
- 60) Helmut K. Anheier, Nonprofit Organizations,
Routledge, 2005, pp.281-299
- 61) 西澤真理子, 「社会土壤が参加型リスクマネジメン
トに与える影響: ドイツでの事例を基に」, 『社会技
術研究論文集 vol.1』, 2003年, pp.133-140